

貴社が建設業の許可を受けた業種のものに○をつけてください。

技術者名	法令による資格等 その方が持っている資格等の全てを記載してください。	名称	交付年月日 番号	実務経験 (年)	年齢	1 土木一式工 事(解		2 建築一式工 事(解		3 大工工 事	4 左官工 事	5 とび・土 工・コン	6 石工 事	7 屋根工 事	8 電気工 事	9 管工 事			10 フ ァ ィ ル ・ ロ ッ ク 工 事	11 鋼 構 造 物 工 事	12 鉄 筋 工 事	13 ほ 装 工 事	14 し ゆ ん せ つ 工 事	15 板 金 工 事	16 ガ ラ ス 工 事	17 塗 装 工 事		18 防 水 工 事	19 内 装 仕 上 工 事	20 機 械 器 具 設 置 工 事			21 熱 絶 縁 工 事	22 電 気 通 信 工 事	23 造 園 工 事	24 さ く 井 工 事	25 建 具 工 事	26 水 道 施 設 工 事	27 消 防 施 設 工 事	28 清 掃 施 設 工 事	29 解 体 工 事					
						一般土木	下水道	鉄筋コンクリート造等	木造	内配管を含む	空気調和設備	上水道等の配管工事	その他	建物塗装	橋梁塗装・水門扉塗装	区画線	その他	水門設備	ポンプ設備	換気設備	昇降機設備	その他																								
1 磐田 太郎	監理技術者(1級土木施工管理技士)		H9.10.10 1234567		55	○	○																																							
	1級建築士		S60.12.1 1234567					○	○																																					
	1級造園施工管理技士		H11.3.5 12345																																											
2 磐田 一郎	1級建築施工管理技士		H9.3.10 123456		40			○	○																																					
	実務経験(土木)			15		○																																								
	第2種技術検定		H9.2.28 1234567					○																																						
3 磐田 二郎	2級建設機械施工技士		H5.6.10 654321		30																																									
	実務経験(土木・ほ装)			7		○																																								
4 磐田 三郎	実務経験(建築)			3	25			○																																						
5 磐田 四郎	1級土木施工管理技士		H10.5.10 123456		30	○	○																																							
	1級建設機械施工技士		H9.6.10 123456																																											
	1級舗装施工管理技術者		H8.4.1 2960055																																											

1 一人の技術者が複数の資格(実務経験を含む。)を取得している場合は、続けて記載してください。  
2 許可業種の番号に○をつけてください。  
3 資格、実務経験に基づき該当欄に○をつけてください。また、免許等の写しを添付してください。  
4 年度途中において変更があればその都度提出してください。

1級土木施工管理技士を持ってれば、この業種も対象になりますが、営業許可がないので○はつけない。

土木一式工事及び建築一式工事により解体工事の実績がある場合は、○をつける。

※市内の主たる営業所又は営業所を登録される場合はこの市独自様式を使用する。その他の登録先は任意様式とする。

造園工事の営業許可がないので○はつけない。

資格はあるが実務経験がない場合は、○をつけない。

資格がなく実務経験のみの場合に記載する。

実務経験と資格の両方が対象となる場合は、資格を優先し実務には○をつけない。

同種の資格を持っている場合は、上位の資格を優先し下位の資格欄には、○を重複してつけない。

1級建設機械施工技士も1級土木施工管理技士のどちらも同格の資格であればどちらか一方に○をつけること。

第2種技術検定(日本下水道事業団)、推進工事技士及び舗装施工管理技術者についても記載し登録証の写しを添付して下さい